

別紙

# 産業競争力の強化に資する 今後の意匠制度の在り方

経済産業省・特許庁

産業競争力とデザインを考える研究会

2018年5月23日

# 1. 我が国の意匠制度の現状と課題

意匠制度は、新規に創作された独創的な意匠を保護するものであり、デザインの創作・保護・活用サイクルの基軸となるものである。この意匠制度が潤滑に機能することにより、イノベーションの創出における重要なツールであるデザインを、我が国企業の産業競争力の資とすることができる。

近年、IoT、AI及びビッグデータ等の新技術による社会変革が勃興し、産業界を取り巻く状況は劇的に変化している。産業財産権制度の一翼を担う意匠制度には、かかる変化に機敏に対応し、当該変革を牽引する役割を果たすことが期待されている。

しかしながら、デザインの在り方が多様化する一方、我が国意匠制度の保護対象は、制限的ではないかとの意見が出ている。第4次産業革命が進む中で、顧客とのインターフェースとして重要な役割を担う画像デザインについてみて、我が国においては、その保護が十分でないために、新たにデザインを創作しても模倣のリスクにさらされている可能性がある。結果、投資に十分なインセンティブを与えられず、投資が無いからより良いデザインが生まれず、良いデザインが無いから勝てない、といった負のスパイラルに陥ってしまうのではないかと、との指摘もある。

また、ブランド形成に資する意匠権の広がりやつながりも十分ではないとの意見もある。現行の意匠制度では、一貫したコンセプトに基づいた製品群のデザインについて、意匠権を取得しようとしても、最初に出願されたデザインが公開されると、後発のデザインは、原則意匠登録を受けることができない。また、意匠権の存続期間の延長を求める声もある。

デザインが重視される中、日々新たな創り手による創作が芽生えており、この制度を活用する者の手続上の障壁を可能な限り撤廃し、より簡便で実効力の

高い意匠制度を実現する必要性が生じている。

以上の状況に照らし、我が国の意匠制度について、デザインの創作・保護・活用のサイクルの基軸として有効に機能し、ひいてはデザインによる我が国の産業競争力強化を牽引するものとするために、その保護対象や意匠権の効力、及び出願手続の各観点から現状の問題点を抽出し、その対応について早急に検討すべきではないか。

その際、意匠制度が我が国の産業競争力強化に資するよう、「デザイン経営」（デザインの力を企業価値向上のための重要な経営資源として活用する経営）を促進する制度を、諸外国に先駆けて導入するという視点が望まれる。

## 2. 各課題における問題の所在と今後の検討の必要性

### 2.1 意匠権の保護対象

#### 2.1.1 画像デザインの保護

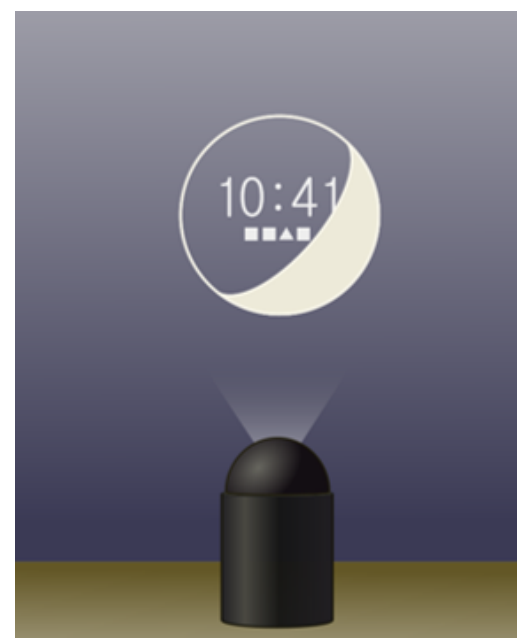
##### ① 問題の所在

情報通信技術の急速な進展に伴い、新技術に基づく製品やサービスが近時の新たな産業競争力の源泉となってきた。このような分野においては、技術の向上に比例して製品やサービスが複雑化するというジレンマを抱えており、これを解決するため、UI（ユーザーインターフェース）、及びUX（ユーザーエクスペリエンス）の果たす役割が急速に高まっている。また、顧客の体験価値が重視されてきており、顧客との接点となるUIやUXのデザインの重要性が高まっている<sup>1</sup>。加えて、VR（仮想現実）、AR（拡張現実）技術や、多様な投影技術を活用した製品やサービスを通じて、顧客に新たな体験を提供し、他社との差別化を図る企業も現れている。

しかし、現行意匠制度においては、必ずしもこれらの新技術を活かした意匠を十分に保護することはできない。

##### ② 検討の方向性

例えば、画像デザイン等、新技術の特性を活かした新たな製品やサービスのために創作されたデザインを適切に保護できるよう、意匠法における意匠の定義を見直すなど、意匠法の保護対象について検討を進めるべきではないか。



現行制度で保護できない画像デザインの例  
壁に投影される画像デザイン  
（仮想事例、特許庁作成）

#### 2.1.2 空間デザインの保護

##### ① 問題の所在

建築物の内外装のデザインをはじめとする空間デザインは、近年、顧客との直接的な接点として重視されてきており、心地良い空間を提供し、企業のアイデンティティを空間に表現することが、UX、ひいてはブランドの形成の糧となってきた。

しかし、現行意匠制度においては、これらの意匠を十分に保護することができていないとの声もある。

##### ② 検討の方向性

一部の空間デザインを適切に保護できるよう、意匠法の保護対象の範囲について検討を進めるべきではないか。

<sup>1</sup> 既に諸外国の企業においてはUIやUXのデザイン開発に多額の投資がなされるようになってきており、IBM社では2014,15年の2年間で造形やデジタルプログラムを学んだデザイナーを2000名規模で採用し、社内のエンジニア、リサーチャー、ストラテジストなどと協働させ、クライアントのビジネス改善やユーザーエクスペリエンスの設計を実践している。

## 2. 各課題における問題の所在と今後の検討の必要性

### 2.2 ブランド形成に資するデザインの保護

#### 2.2.1 一貫したコンセプトに基づく製品群のデザインの保護

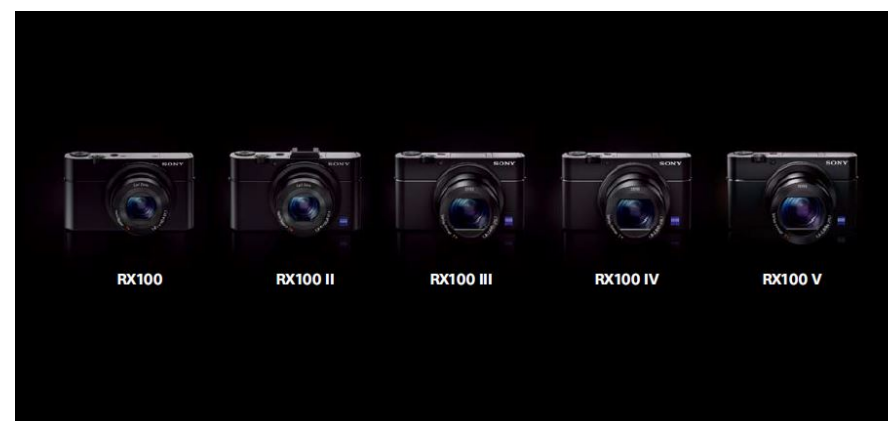
##### ① 問題の所在

企業活動におけるブランド形成の重要性が高まる中、デザインの在り方も大きく変容してきている。これまで、個々の製品について、個別に行われがちであったデザイン開発は、特に欧米の自動車やスマートフォンのデザインを中心に、複数の製品群を一貫したコンセプトに基づいてデザインする手法に移行しつつあり、近時は、我が国においても同様の動きが見受けられるようになってきている。こうした群のデザイン手法は、デザインによる産業競争力の強化において極めて有効な手段であり、年々こうしたデザイン手法を採る企業が増加してきている。

現行の意匠制度上、群を構成するそれぞれのデザインについては関連意匠によってその保護を図っているところであるが、関連意匠は本意匠の意匠公報の発行日前までしか登録をすることができず、デザインコンセプトの保護のためには不十分ではないかとの意見もある。諸外国の意匠登録制度をみても、一貫したコンセプトに基づく製品群の意匠を積極的に保護する制度は未だ確立していない。

##### ② 検討の方向性

一貫したデザインコンセプトによって創作された後発のデザインについて、最初に出願されたデザインが公開された後であっても意匠登録をすることができるよう、諸外国に先駆けて検討を行ってはどうか。



一貫したコンセプトに基づく製品群のデザインの例（ソニー株式会社ホームページより）

#### 2.2.2 意匠権の存続期間

##### ① 問題の所在

ロングライフデザインといわれるデザインのように、長期にわたり付加価値の源泉となるデザインがある。こうしたデザインを適切に保護するため、平成18年に意匠権の存続期間を15年から20年に延長している。

しかしながら、一貫したデザインコンセプトに基づく製品群の意匠を保護することで、ブランドを形成し、維持していくために存続期間の延長を求める声がある<sup>2</sup>。

##### ② 検討の方向性

デザインによるブランド形成、及びブランドの維持に資するよう、意匠権の存続期間について検討を行うべきではないか。

2 主要国における意匠権の存続期間は以下のとおり。

| 日 本     | 米 国     | 欧 州                        | 韓 国     | 中 国     |
|---------|---------|----------------------------|---------|---------|
| 登録から20年 | 登録から15年 | 出願から25年<br>(最初5年、5年毎4回延長可) | 出願から20年 | 出願から10年 |

## 2. 各課題における問題の所在と今後の検討の必要性

### 2.3 意匠権を取得するための手続要件の簡素化

#### 2.3.1 一意匠一出願制度

##### ① 問題の所在

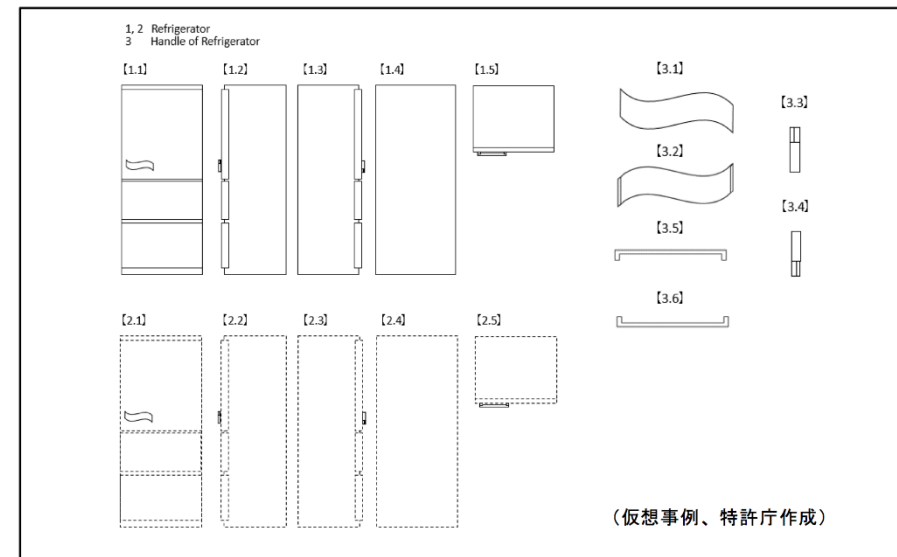
意匠の創作の成果を、より広く、強固に権利化しようとする際は、複数の意匠を束として出願し、多元的に権利化を図ることが効果的である。また、一つのデザインコンセプトから複数の物品に及ぶ共通したコンセプトの意匠を多数同時に創作することもあり、同時期に多数の出願を行う場合がある。

一方、我が国の現行制度においては、複数の意匠を一出願に含めることができない。よって、ユーザーからは、願書作成に要する時間的及び経済的負担の軽減が可能となる、複数意匠を一出願に含むことができる制度を望む声が寄せられている。

加えて、組物の意匠制度についても、現状では、その対象が所定の組物に限られており、ユーザーが自由に物品を組み合わせることができない。

##### ② 検討の方向性

一つの出願に複数の意匠を含むことができるよう、組物の意匠の規定との調整をはかりつつ検討を行うべきではないか。



複数の意匠を一括して出願した国際出願の例（全体意匠と部分意匠の場合）

## 2. 各課題における問題の所在と今後の検討の必要性

### 2.3.2 意匠に係る物品

#### ① 問題の所在

近時の技術の発展は、従来全く異なる機能を持つものの統合を可能とし、新たな機能、用途を持つ物品を創出している<sup>3</sup>。特にIoT技術、AI技術の発展は、既存の物品の枠にとらわれない新たな物品の発生を加速させている。

現行制度では、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載について、所定の要件に従い記載しなければならず、手続き上の負担がある。

#### ② 検討の方向性

願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の要件について、検討を行うべきではないか。

### 2.3.3 図面等の記載要件

#### ① 問題の所在

現行制度においては、出願に係る意匠について、原則、物品の全体の形態を開示しなければならない。かかる要件は、諸外国に比して厳しいものとなっており、ユーザーからは、図面作成負担を軽減することが可能となる図面の記載要件の緩和を望む声が寄せられている。

#### ② 検討の方向性

国際意匠登録制度や外国の意匠登録制度との調和を意識しつつ、図面要件の緩和について、部分意匠の取り扱いも含めて検討を進めるべきではないか。

---

<sup>3</sup> スピーカーを内蔵し、スマートフォンによる調色・調光可能な電球等が出現している。